

令和3年4月1日

## 廃止の届出について

開設者が業務を廃止したり、死亡や破産した場合は、30日以内に廃業の届出をしなければなりません。

### 「廃止届 正・副」および

廃業の事由によっては下記のとおり添付して頂く書類があります。

個人登録の開設者が死亡した場合

戸籍抄本(住民票)及び相続人を確認できる書類

法人が合併により解散した場合

解散の事実を証する登記事項証明書(履歴事項全部証明書)

開設者が破産手続き開始の決定を受けた場合

破産管財人及び破産を証明するもの

正

# 建築士事務所の業務廃止届

下記の建築士事務所の業務を廃止したので、建築士法第23条の7の規定により届出ます。

令和 年 月 日

(〒 )

届出者 住所

氏名

開設者との関係 ( )

高知県指定事務所登録機関

一般社団法人高知県建築士事務所協会会長 殿

記

建 築 士 事 務 所	ふりがな 名 称	
	所 在 地	(〒 ) 電話 ( )
	建築士事務所の別	一級 二級 木造
	開 設 者 氏 名	
	登 録 番 号	高知県知事登録第 号
	登 録 年 月 日	年 月 日
	管理建築士氏名 及 び 建築士登録番号	( )建築士( )登録 第 号
廃 止 年 月 日	令和 年 月 日	
廃 止 理 由	1 開設者の死亡 2 開設者の破産 3 合併による解散 4 その他の解散 5 法人格の変更 6 業務の廃止 7 その他の理由 ( )	

注 届出者は 個人登録の開設者が死亡したときは相続人  
合併により解散したときは、役員であった者  
破産、清算中のときは、破産管財人、清算人  
となります。

副

## 建築士事務所の業務廃止届

下記の建築士事務所の業務を廃止したので、建築士法第23条の7の規定により届出ます。

令和 年 月 日

(〒 )

届出者 住所

氏名

開設者との関係 ( )

高知県指定事務所登録機関

一般社団法人高知県建築士事務所協会会長

殿

記

建築士事務所	ふりがな 名称	
	所在地	(〒 ) 電話 ( )
	建築士事務所の別	一級 二級 木造
	開設者氏名	
	登録番号	高知県知事登録第 号
	登録年月日	年 月 日
	管理建築士氏名 及び 建築士登録番号	( )建築士( )登録第 号
廃止年月日	令和 年 月 日	
廃止理由	1 開設者の死亡 2 開設者の破産 3 合併による解散 4 その他の解散 5 法人格の変更 6 業務の廃止 7 その他の理由 ( )	

届出により登録簿をまっ消したので通知します。

令和 年 月 日

高知県指定事務所登録機関

一般社団法人高知県建築士事務所協会 印